障害者週間

福祉に対する関心と理解を深め、障がいのある方に社会参加の場を提供し、様々な活動に積極的に参加していただくための機会を促進するために毎年12月3日から9日までの1週間は、「障害者週間」として定められている。(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第1項)

令和6年度の取組

【展示】(実施日:12月3日~12月9日、場所:市役所2階ロビー) 市内で活動する障がい者団体を紹介する。

【販売】(実施日:12月5日・12月6日、場所:市役所2階ロビー) 福祉作業所等で作っているキーホルダー、キャンドル、クッキー等を販売する。

【ユニバーサルマナー講座】(実施日:12月4日、場所:防災センター4階会議室) 高齢者や障がい者等、自分の周囲にいる多様な人の視点に立ち、配慮し、及び行動する姿勢を養うと ともに、具体的なサポートの手法を学ぶことを目的として、市民及び市職員を対象に、ユニバーサル マナー講座を開催する。講座の修了後、ユニバーサルマナー検定3級の認定証が発行される。

【視覚障がい者向けスマホ活用支援プログラム】

(実施日:体験11月7日・14日・25日・12月2日、フォローアップ12月6日・13日 計6回 場所:防災センター3階会議室等)

視覚障がい者やその介助者を対象に、スマートホンの使い方やアプリの活用方法の紹介をする。